

社長のための勉強

令和4年5月13日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

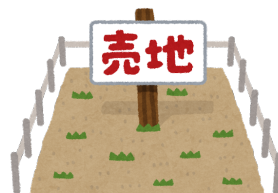
TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

土地の値段は一物五価？

土地の値段は1種類ではなく、さまざまものがあります。

- (1) 公示地価
国土交通省が発表する、毎年1月1日時点での全国の地価を定めるもので他の4つの地価の基準ともなります。
- (2) 相続税路線価
国税庁が定めるもので、相続時の土地がどれだけの資産価値を持っているかを定めた価値になります。一般的に公示地価の80%程度になります。
- (3) 固定資産税路線価
各市町村が原則3年に一度発表し、固定資産税の算定基準となります。一般的に公示地価の70%程度になります。
- (4) 基準地価
各都道府県が発表する毎年7月1日時点での土地の値段です。
- (5) 実勢地価
実際に土地の売買に用いられている取引価格のことです。

国土交通省から発表された今年の公示地価は、住宅地、商業地、工業地などを含む全用途の全国平均で+0.6%となりました。



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください